

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	森林資源データファイル 森林簿、林地台帳	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業経済部 林業水産課 林政係	
個人情報ファイルの利用目的	市が行う森林・林業に関する業務の補助	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 所在・地番、4 面積	
記録範囲	市内民有林の所有者	
記録情報の収集方法	本人、久慈市総務部税務課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	－	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	森林法第 191 条の 6 第 1 項	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地籍測量支援システム	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業経済部林業水産課、山形総合支所産業建設課	
個人情報ファイルの利用目的	国土の開発及び保全、地籍の明確化のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 地番、4 地積、5 地目	
記録範囲	土地所有者、土地共有者	
記録情報の収集方法	久慈市税務課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	地方税法第 381 条第 7 項の準用	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	・地籍は法務局が管理しているため、地権者情報については、法務局交付となる。 ・国土調査成果は、産業経済部林業水産課国土調査係(旧久慈市分)及び山形総合支所産業建設課地域整備係	

(旧山形村分)で管理。

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地籍簿	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業経済部林業水産課、山形総合支所産業建設課	
個人情報ファイルの利用目的	国土の開発及び保全、地籍の明確化のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 地番、4 地積、5 地目、6 原因日付	
記録範囲	土地所有者、土地共有者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	地方税法第 381 条第 7 項の準用	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍は法務局が管理しているため、地権者情報については、法務局交付となる。 ・国土調査成果は、産業経済部林業水産課国土調査係(旧久慈市分)及び山形総合支所産業建設課地域整備係 	

(旧山形村分)で管理。

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地籍調査票	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業経済部林業水産課、山形総合支所産業建設課	
個人情報ファイルの利用目的	国土の開発及び保全、地籍の明確化のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 地番、4 地積、5 地目、6 原因日付	
記録範囲	土地所有者、土地共有者、抵当権者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	地方税法第 381 条第 7 項の準用	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍は法務局が管理しているため、地権者情報については、法務局交付となる。 ・国土調査成果は、産業経済部林業水産課国土調査係(旧久慈市分)及び山形総合支所産業建設課地域整備係 	

(旧山形村分)で管理。

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	閲覧簿	
実施機関の名称	久慈市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業経済部林業水産課、山形総合支所産業建設課	
個人情報ファイルの利用目的	国土の開発及び保全、地籍の明確化のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 地番、4 地積、5 地目、6 原因日付	
記録範囲	土地所有者、土地共有者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)久慈市役所総務部総務課	
	(所在地)久慈市川崎町 1 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	地方税法第 381 条第 7 項の準用	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル □有 □無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍は法務局が管理しているため、地権者情報については、法務局交付となる。 ・国土調査成果は、産業経済部林業水産課国土調査係(旧久慈市分)及び山形総合支所産業建設課地域整備係 	

(旧山形村分)で管理。